平成２２年（フ）第５３号
島根県松江市玉湯町湯町156番地１プロニティゆまち103
破産者　泉　　佳奈
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
広島県福山市木之庄町５―22―41　セントアイランド103号室、住民票上の住所広島県福山市御幸町大字下岩成332番地
破産者　檀上　敏子
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第２１７号
札幌市北区新琴似５条16丁目６番10号、開始決定時の住所北海道二海郡八雲町富士見町133番地
破産者　加藤　光久
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第２１８号
函館市日吉町１丁目24番13号、開始決定時の住所北海道二海郡八雲町東雲町12番地の22
破産者　加藤　末茂
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
北海道旭川市春光１条８丁目11番１号
破産者　白石　紘之
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８号
盛岡市本宮字水門26番地８
破産者　佐藤　政美
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５３号
岩手県紫波郡紫波町赤沢字仁郷72番地
破産者　似里　広幸
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６３号
群馬県高崎市井野町1109番地18
破産者　関根　俊弘
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３１２９号
神奈川県綾瀬市大上３丁目27番15号、開始決定時の住所神奈川県大和市草柳２丁目21番地12
破産者　戸越　栄作
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
静岡県浜松市中区元魚町187番地の10
破産者　新村　克規
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
静岡県掛川市印内37番地の３
破産者　村松　修次
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
静岡県磐田市白羽59番地
破産者　瀧澤　勝好
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８６４号
奈良県大和郡山市本庄町182番地８
破産者　川口　治広
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４号
広島市西区井口明神２丁目６番16号、申立時の住所広島市西区井口３丁目19番３号
破産者　河内江津子
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７９号
名古屋市西区花の木１丁目９番13号　プレジデント浄心303号
破産者　柳澤とし子
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原800番地８、前住所埼玉県上尾市大字菅谷331番地６
破産者　工藤　民子
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１７号
埼玉県川越市月吉町28番地15　市営住宅西１－４
破産者　梅澤　　操
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４２号
埼玉県狭山市大字東三ツ木１番地の１　グリーンシティ三樹503
破産者　増田　泰雄
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５３号
埼玉県比企郡川島町大字平沼96番地
破産者　鹿山　和子
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部